

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業が利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められていることを踏まえ、当社は、法の下に社業を忠実にを行い、職務を通じて社会の進歩と発展に寄与することにより、株主をはじめユーザー、取引先、地域社会、行政、従業員など当社に関係するすべての方々からさらに信頼される会社となるため、コーポレート・ガバナンス体制を充実し、経営の健全性確保に努めます。

(1)株主およびステークホルダー

当社は、少数株主をはじめとする株主の権利を尊重し、株主間の平等性を確保するとともに、当社の従業員、顧客、取引先、地域社会その他様々なステークホルダーと良好な関係を構築し、適切に協働します。

(2)情報開示と株主や投資家との対話

当社は、会社情報を適切に開示し、透明性を確保することで、中長期的な保有方針を有する株主や投資家との間で建設的な対話を行います。

(3)コーポレート・ガバナンス体制

当社は、当社業務に精通した取締役による意思決定機能及び独立した社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤監査等委員による高度な情報収集力と過半数の社外監査等委員を有することによる強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[2-3-1]

当社では、より環境に配慮した機種の開発が社会要請・期待不可欠であると認識しており、SDGsやカーボンニュートラル対応機の市場投入について2022年度を初年度とする新中期経営計画の中でも企業価値の向上策として盛り込んでおります。また、これら製品の開発は地球環境問題だけでなく、将来的に当社の主要な商品基盤の1つになると見込んでおり、取締役会において進捗状況の確認を随時行っております。

一方で、気候変動リスクについては、TCFDと同じ質量のデータ収集と分析が当社内で実施できていないため、今後十分な情報が開示できるよう体制の整備に努めてまいります。

[2-4-1]

女性・外国人・中途採用者の登用について

当社は、国内外に幅広い顧客を持つ建機メーカーとして、様々な価値観や顧客ニーズ及び市場の動向に対し、的確に対応していくため現在、女性・外国人・中途採用者の積極的な採用と当社の財産である知識・技術を有したシルバース世代の活用を併せて推進しております。

中核人材の登用

2022年3月現在における当社管理職のうち約17%が中途採用者であり、今後もスキル・経験等を総合的に判断し、積極的に中核ポストへの登用を行ってまいります。

一方で、女性の管理職登用につきましては、建設機械業界という業種に加え、女性が活躍できる分野が長きに亘り限られていたこともあり管理職・次期管理職候補者の女性比率が相対的に低い状況にあります。当社では現在、既存女性社員の一般職から総合職への切り換え、設計や溶接等のこれまで就労機会が少なかった技術・技能枠での新卒採用、さらに就業環境の改善や出産・子育て支援制度の拡充など就業者数の拡大と離職率低減に繋がる施策を推進し、将来的に中核ポストを担う女性社員の増加に努めております。

外国人につきましては、国内外の拠点にて就業できる当社グループの強みを活かし、人材の確保に努めております。新卒者の採用が多いため管理職登用には相応の時間を要することから現段階においては特に採用と育成に注力しております。

当面の目標

上記の通り、女性及び外国人の管理職登用について現状、測定可能な目標数値を示すことは困難ですが、当社は将来的に多様性のある企業への成長を志向しており、まずは管理職および次期管理職候補となる女性の育成を継続強化し、比率を高めていくことを当面の目標に据え取り組んでおります。

[3-1-3] サステナビリティについての取組み

当社は2021年に省資源・省エネルギー・リサイクル活動等の環境に配慮した活動を実践することを目的に「エネルギー管理委員会」を設置いたしました。同委員会では経営理念に基づき、事業を通じた豊かな社会の実現を目指すとともに、省資源・省エネルギー・リサイクル活動等の環境に配慮した活動を実践し、積極的な社会貢献を行うことにより、持続的な事業活動と継続的な発展を取組方針にしております。

なお、当社は現時点でTCFDと同等の質量での情報開示に至っておりませんが、まずは以下の3項目についてのデータ収集と情報開示に努めてまいります。

・二酸化炭素排出量

・産業廃棄物量

・化学物質の排出及び移動量

[4-2-2]

当社の取締役会では、上記に記載した「エネルギー管理委員会」の各施策の進捗状況について定期的に同委員会からの報告を受け、中長期的な企業価値向上に向けての協議を行っております。なお、人的資本・知的財産をはじめとする経営資源の配分については、中長期的な経営課題の1つとして今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[1-4] 政策保有株式

当社は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化が認められる場合を除き、原則として政策保有株式の削減を基本方針としております。保有する上場株式については、毎年取締役会において経済合理性や将来の見通しを検証し、事業戦略上の必要性等を勘案して保有の判断を行っております。

2021年11月開催の取締役会にて個別銘柄毎の検証を行った結果、8銘柄について当社の保有方針から継続保有に相当する事由がないと判断し、全株式を売却いたしました。

「政策保有株式の議決権行使基準」

政策保有株式を保有することとした会社の株主総会における会社提案議案については、中長期的に株主価値の向上に資するものか、当社への影響はあるか等の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断し、適切に行使用いたします。

[1-7] 関連当事者間の取引

当社は、当社と取締役その他関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、当社および株主共同の利益を害することがないよう取締役会の承認を要するものとしています。

また、主要株主等との取引を実施するにあたっては、少数株主をはじめとするステークホルダーの利益を害することのないよう、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同等の条件とすることとしています。

[2-6] 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金の所管部署において、適切な資質をもった担当を配置し、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングするとともに、運用機関と定期的な情報交換を行っております。また、各種研修への参加等により人材育成を図ることで、適切な運用環境の整備に努めております。

[3-1] 情報開示の充実

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループでは、2022年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、公表いたしました。本中期経営計画では「スリムで骨太体質への変革」をテーマに掲げ、収益性改善・強化財務体質の改善、将来の基盤構築を基本方針に将来の飛躍に向けた3年間と位置づけ取り組んでいます。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、1.「基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、取締役の基本報酬個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業並びに委嘱業務の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

() 取締役会が取締役候補の指名・解任を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補者の指名について公平性・透明性・客観性を強化するため、独立社外取締役を過半数で構成する任意の指名報酬委員会を2021年6月29日に設置し、当社の定める役員選任基準を元に取締役候補者案についての協議及び諮問先である取締役会への答申を行い、取締役会にて最終的な候補者案を決定し、株主総会にお諮りいたします。

また、取締役の解任については、指名報酬委員会において相当であるかの審議を行い、その結果を踏まえ取締役会において決議いたします。

() 取締役候補の個々の指名についての説明

取締役候補の個々の略歴及び選任理由は「株主総会招集ご通知」に記載しています。

[4-1-1]

当社は取締役会規則を設け、その中で法令・定款で定められている事項に加え、経営に影響を及ぼす重要な案件を取締役会決議事項としております。また、2016年6月より監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、重要な業務執行の全部または一部を業務執行取締役に委任できるよう定款を変更しております。なお、各取締役への委任業務・担当については、当社ウェブサイト等に掲載しております。

[4-8] 社外取締役の有効活用

当社は、全取締役8名のうち独立社外取締役を全体の3分の1を超える3名(うち監査等委員である取締役は2名)を選任しております。独立社外取締役は、それぞれが異なる分野において豊富な経験と高い識見をもっており、当社の経営上有用かつ適切な指摘・発言を得ております。また、監査等委員である取締役3名は、指名報酬委員会の委員を務めており、取締役候補者の選任や取締役の報酬に関する協議を行っております。

[4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法、東京証券取引所の独立性に関する要件を充足した独立性判断基準を制定し、その基準を満たした者を独立社外取締役としております。

[4-10-1] 指名委員会・報酬委員会の設置

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役の指名・報酬及び後継者計画等に関する審議を行い、諮問先である取締役会に答申しております。同委員会では公平性・透明性・客観性を強化するため、独立社外取締役を過半数で構成することを規程で定めており、任意の指名報酬委員会を取締役会の下に設置し、当該事項において独立社外取締役から適切な助言を得る体制を整備しております。

[4-11-1] 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社では、2022年6月29日開催の定時株主総会招集ご通知より、各取締役候補者が有する専門性と経験の一覧表(スキルマトリックス)を記載いたしました。現在、社外独立取締役に企業経営経験者はおりませんが、独立社外取締役が過半数で構成する指名・報酬委員会にて、当社の経営に必要なスキルを客観的に分析し、各取締役候補者に期待することを添えて取締役会に答申しております。

[4-11-2]

各取締役の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」に記載し、当社ウェブサイトにも掲載しております。

[4-11-3]

当社は、現在年に1度、全取締役を対象とした「取締役会の実効性にかかわるアンケート」を実施しており、2022年4月のアンケート結果については、概ね良好な評価であったものの、取締役資料を事前に確認する時間が十分に取れていないことが課題としてあがったため、配付期限を徹底することにより改善をいたします。今後も同アンケートを定期的に行い、課題の把握とその改善に努め、取締役会の実効性を高めてまいります。

[4-14-2]

当社は、取締役がその役割・責務を果たすために必要とされる資質・知識などを踏まえ、各目的に応じた研修等を計画するほか、各取締役が個別に必要なトレーニング機会の提供・斡旋および費用の支援を行うことにより、取締役会全体の実効性を高めることとしています。

[5-1] 株主との建設的な対話に関する方針

(基本的な考え方)

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、株主との建設的な対話を通じて、株主の当社への理解を促進し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に繋げることができるよう、適切に対応してまいります。

(担当責任者および担当部門)

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、IR担当部署が対応することとし、その責任者としてIR担当役員を選任しております。また、株主の対話(面談)の目的等を確認したうえで、必要に応じて、IR担当役員等の経営陣幹部が面談に臨むこととしております。

(株主との対話(面談)における社内連携体制)

当社は、株主との対話(面談)に際し、IR担当部署が社内の関係部署との情報共有を行い、確実に連携して対応するとともに、株主との対話(面談)を通じて把握したご意見を適時適切に経営陣幹部および取締役に報告し、課題解決に努めております。

(インサイダー情報の漏えい防止)
当社は、インサイダー情報の管理については、社内規程である内部者取引管理規程の定めに基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,180,100	10.05
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,084,300	9.23
第一生命保険株式会社	652,641	5.56
株式会社りそな銀行	573,297	4.89
加藤公康	341,000	2.90
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	309,500	2.64
日本生命保険相互会社	228,125	1.94
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	213,300	1.82
住友生命保険相互会社	186,400	1.59
加藤製作所従業員持株会	179,871	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

上記所有株式数には、役員持株会分は含まれておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 プライム
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
狼 嘉彰	学者											
今井 博紀	弁護士											
座間 眞一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狼 嘉彰		○	——	同氏は、航空宇宙技術研究開発に長年携わっており、当社の社外取締役役に就任以降、主に当社製品の開発・設計等に関し、貴重なご意見を頂いております。今後も機械系メーカーである当社の技術的な発展および企業価値向上のため引き続き社外取締役として選任いたしました。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授を歴任しており、豊富な経験、識見から当社の社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。
今井 博紀	○	○	——	同氏は、弁護士として長年の経験により企業法務全般に関する高度な専門知識を有しております。現在当社の経営全般に対し外部の視点から業務執行に対して適切な監督や助言を頂いているため、引き続き監査等委員である取締役として選任いたしました。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由から当社の社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。
座間 眞一郎	○	○	——	同氏は、財務部門における経験があるほか、学校法人玉川学園の理事として学校経営に携わり、経営に関する幅広い知識を有しております。当社の経営全般に対し外部の視点から業務執行に対して適切な監督や助言を頂いているため、引き続き監査等委員である取締役として選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新					
-----------------------------	--	--	--	--	--

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

a)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その求めに応じて補助すべき使用人を置きます。
b)監査等委員会を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査等委員会に委譲し、取締役(監査等委員である取締役を除く)および他の使用人からの指揮命令は受けないものとします。
c)補助すべき使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人とは定期的に、また必要に応じて随時会合し、意見の交換、監査の方法及び結果等について聴取を行っております。内部監査部門は関係部門の協力により、定期的に監査を行い、内部統制の有効性を評価し、リスク管理を行っています。監査等委員会は、必要に応じて監査に立ち会い、また内部統制の有効性評価等について意見交換し、適宜連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、独立社外取締役を過半数で構成する任意の指名・報酬委員会2021年6月29日に設置いたしました。同委員会では、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額については、公平性・透明性・客観性を強化するとともに、取締役候補者の選任等について協議及び諮問先である取締役会への答申を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役の独立性について以下の判断基準を設けております。

(独立性判断基準)

東京証券取引所に定める独立性に関する要件を充足する者を当社から独立性を有するものとする。但し、以下に該当する者については、その実態を踏まえて判断する。

(イ) 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

(ロ) 当社から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者

(ハ) 当社の主要株主、またはその法人等がある場合にはその業務執行者

(ニ) 次に掲げる者(重要ではない者は除く)の近親者

・上記(イ)～(ハ)に該当する者

・当社およびその子会社の取締役、監査役、執行委員および重要な使用人等

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とし、個々の取締役の報酬額の決定に際しては各職責、業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬および非金銭報酬等の構成とし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務を鑑みて基本報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額限度額(全体の総枠)は、2016年6月29日開催の第117回定時株主総会において、取締役報酬総額3億円以内(但し、使用人部分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬総額5千万円以内と決議頂いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を定めており、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額については、公平性・透明性・客観性を強化するため、独立社外取締役を過半数で構成する任意の指名報酬委員会を2021年6月29日に設置いたしました。同委員会にて当社全体の業績に加え、各取締役の担当事業及び委嘱業務の業績を踏まえた評価等を元に各取締役の報酬額案についての協議及び諮問先である取締役会への答申を行い、取締役会にて決定いたします。

なお、非業務執行の監査等委員である取締役の各報酬は、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制としては、総務部があたり、取締役会開催に際して、事前説明および資料配布、収集等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、原則として月1回経営執行会議を開催し、取締役および執行役員にて取締役会に付議する議案等について事前に議論および審議をしております。取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成メンバーで開催し、経営の重要な意思決定をしております。

業務執行に関しては、取締役会において、定期的に執行役員による業務報告を行い、監視・監督しております。

取締役会での業務執行の監視・監督、監査等委員会の取締役に対する職務執行全般の監査を行う現体制は良好に機能しているものと判断します。

監査については、会計監査人、東陽監査法人、監査等委員会、内部監査部門が協調して行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在、取締役会での業務執行の監督、監査等委員会における取締役会の業務執行の適法性および妥当性の監査、会計監査人における会計監査、さらに内部監査部門における業務執行部門及び関連子会社の業務監査並びに適法監査を行っております。

当社の会社規模及び組織形態に対しては、コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、定時株主総会の開催日の約3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は書面による議決権の行使に加えて、電磁的方法による議決権を行使を可能としております。 電磁的方法による議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし議決権を行使する方法となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は2022年6月29日開催の第123回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを導入いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知英文(要約版)を当社ホームページおよび東京証券取引所のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトに掲載しています。 以下のURLをご参照ください。 http://www.kato-works.co.jp/ir/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	新型コロナウイルス感染拡大以降、説明会は開催しておりませんが、半期決算ごとに代表取締役社長の決算説明動画を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営方針、中期経営計画、決算短信、決算説明資料、事業報告書、有価証券報告書等により、投資家はじめステークホルダーに向けて当社の現状理解及び評価を適切に行えるための情報開示を心掛けております。 なお、資料につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。以下のURLをご参照ください。 http://www.kato-works.co.jp/ir/	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーと良好な関係を構築し、地域社会をはじめとする社会に積極的に貢献すべく、社員行動規範を定め、多様なリスクに対応するためのコンプライアンス体制を構築し、実践しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営理念に基づき、事業を通じた豊かな社会の実現を目指すとともに、省資源・省エネルギー・リサイクル活動等の環境に配慮した活動を実践し、また積極的な社会貢献を行うことにより、持続的な事業活動と継続的な発展を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	1. 当社は、会社法をはじめとする各種法令に基づき、当社のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する方針を決定し、必要に応じて開示しております。 2. 当社は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示しております。 3. 当社は、情報開示に係る体制や手段の整備を図り、株主・投資家とのコミュニケーションを充実させることによって株式市場の信頼を得ることに努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社の体制及び方針

1.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1)取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程の定めるところに従い、適切な保存および管理を行う。
- 2)取締役の職務の執行に係る情報は、取締役(監査等委員を含む)は常時閲覧できる。

2.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)事業活動に伴う各種リスクについては、社内規程の定めるところに従いリスクの状況に応じて関連部門が連携して対応する。あるいは経営執行会議において審議する。

3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会規則の定めるところに従い、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催し、また必要に応じ適宜臨時に開催する。
- 2)取締役会の決議により業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任するとともに業務執行責任を明確にする。

4.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1)法令遵守はもとより社会の構成員として求められる倫理観に基づいた行動が求められるとした「社員行動規範」を定め、取締役及び使用人はこれを遵守のうえ企業活動を行う。
- 2)コンプライアンス担当役員を任命し、内部統制委員会及びその事務局となる法務・コンプライアンス部を設置し、体制の構築と強化を図る。
- 3)コンプライアンス社内研修などの諸活動を行うとともに、内部通報制度を設け、適切な処置を講じる体制を維持する。

5.当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)「企業行動憲章」に従い、当社グループの取締役・社員一体となった遵法意識の向上を図る。
- 2)内部監査部門は当社グループの業務の適正性並びに有効性に関して必要な範囲で内部監査を実行する。
- 3)「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項の全てについて、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。

6.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その求めに応じて補助すべき使用人を置く。
- 2)監査等委員会を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査等委員会に委譲し、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び他の使用人からの指揮命令は受けないものとする。
- 3)補助すべき使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

7.当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- 1)当社及び子会社の取締役および使用人は、当社及び当社グループにおいて重大な法令違反等コンプライアンス上重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- 2)監査等委員会は内部監査部門による内部監査結果審査会議の報告を受ける。
- 3)監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席する。
- 4)内部通報(コンプラヘルプライン)の運用状況を適宜監査等委員会に報告する。

8.監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- 1)監査等委員会に報告した者について、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いを禁止する。
- 9.監査等委員の職務の執行に生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1)当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除きこれに応じる。
- 10.その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1)取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、監査の実効性、有効性に資する監査環境を整備し、確保する。
- 2)監査等委員は法令、定款並びに社内規程「監査等委員会規則」、「監査等委員業務要領」に則り、その職務を明らかにするとともに、会計監査人、内部統制委員会などと連携を保ちながら監査成果の達成を図る。
- 3)監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人から必要に応じて職務執行状況の報告を聴取する。
- 4)監査等委員は、代表取締役および会計監査人等とそれぞれ定期的に会合を持ち、意見交換のうえ相互認識と信頼関係を深める。
- 11.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- 1)当社の「社員行動規範」において、「反社会的な勢力には、屈服せず、断固として対決します。」と規定し、反社会的勢力(反社会的な個人又は団体)とは毅然とした態度で接し、一切関係を持たない。反社会的勢力の不当要求等に対しては、対応統括部署及び警察等の外部専門機関と緊密に連携し、対応する。また、反社会的勢力排除のための社内体制を強化・推進する。
- 12.財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制
- 1)財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況」の会社の体制および方針11に記載のとおりです。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

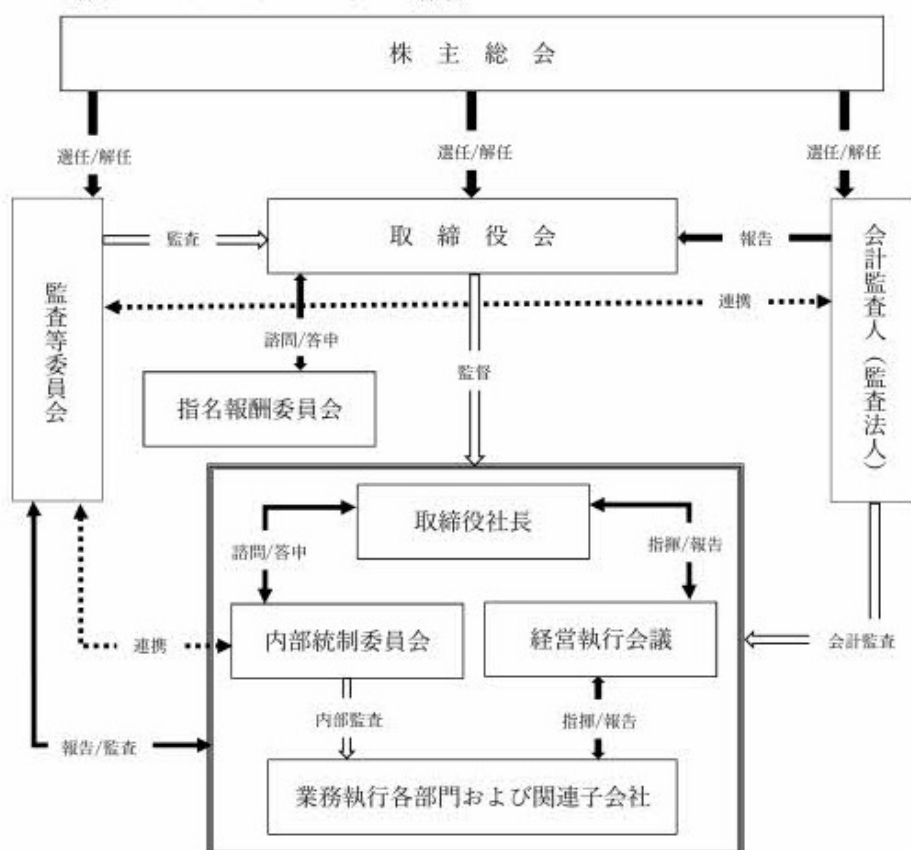
該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制(模式図1)および会社情報の適時開示に係る社内体制(模式図2)は次のとおりです。

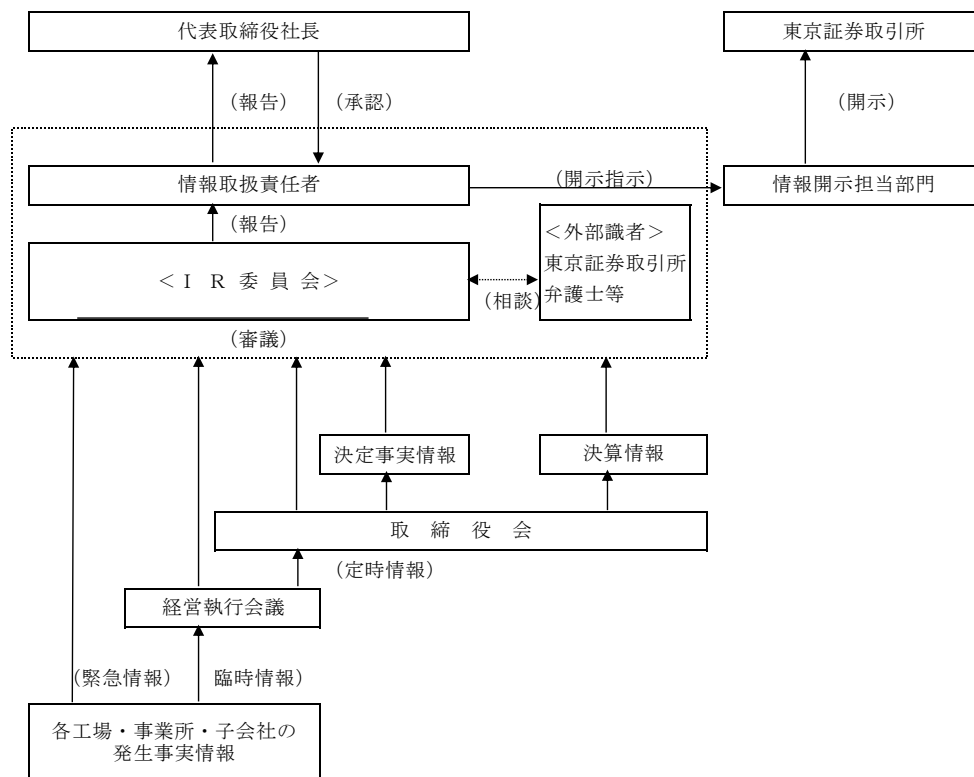
(模式図1)

当社のコーポレート・ガバナンス体制



(模式図 2)

適時開示に係る社内体制



1. 「情報取扱責任者」および「I R 委員会」

- (1) 当社は、総務部門の執行役員を情報取扱責任者に選任し、東京証券取引所との連絡窓口とし、重要な会社情報の社内管理、および情報開示に関する統制を行っております。
- (2) 適時適切な情報開示を行うため、財務部門の執行役員を委員長とした I R 委員会を設置し、開示の必要性の審議、開示内容の評価・検討を行っております。
- (3) I R 委員会の委員は、上記の委員長のほか、総務部門の執行役員（情報取扱責任者兼任）、広報部長、法務・コンプライアンス部長、事務局を総務部としております。

2. 開示手順

- ① 情報取扱責任者を含めた I R 委員会は、当該情報について「会社情報適時開示ガイドブック」を参照し、また必要に応じて外部識者に相談のうえ、開示の要否を審議いたします。
- ② I R 委員会は、審議結果を代表取締役社長に報告します。
- ③ 代表取締役社長は、開示の必要を認めた場合、情報取扱責任者に開示の指示をします。
- ④ 情報取扱責任者は、情報開示担当部門に開示指示をし、東京証券取引所および必要に応じて当社ホームページ等を通じて情報開示を行います。